

平成21年度第2回海老名環境審議会議結果

日 時：平成21年12月16日（水） 14：00～15：30

場 所：市役所 7階 701会議室

出席者：内野市長

【審議会】木内会長、白石副会長、伊藤副会長、青木委員、金指委員、
高橋委員、松本委員、吉岡委員、吉田委員、渡邊委員 欠席者2名

【事務局】石川部長、片倉次長、岩壁課長、渡辺課長補佐、古賀主任主事
藤井主事補

【公園緑地課】中里参事兼課長、佐藤主幹、澤田主査、篠原主査

傍聴者：なし

- 1 開会（進行） 岩壁課長
- 2 あいさつ 内野市長
- 3 会長あいさつ 木内会長

内野市長から木内会長へ諮問

内野市長から木内会長に自然緑地保存樹木の新規指定について諮問書を手渡した。

市 長 退 席

- 4 議事 進行 木内会長（海老名市環境審議会条例第7条第1項に基づき会長が議長）

- (1) 自然緑地保存樹木の新規指定について（諮問事項）

新規指定の所在地、保存樹木状況の概要を資料に基づき公園緑地課が説明

《質疑等》＊質疑に係る者の「公園」は公園緑地課、「環境」は環境保全課の略

議長：所管より説明がありました意見、質問があれば。

委員：位置図1の木は一度に植えられたものなのか。樹齢ほどのくらいか。

公園：把握しておりません。

委員：付近の小学校の木と同じ時期に植えている。何本か空洞ができています。

議長：枝打ちはしているか。

公園：手入れはしっかりしております。デリケートな木なので、切りすぎはよくありません。

委員：学校の樹木は指定できないか。

公園：公共施設敷地内の木は対象外です。

公園：環境保全条例第7条では「公共施設等の緑化」の規定を定めております。

委員：（環境保全条例施行規則第5条2号の要件に）樹容が美観上すぐれていることとあるが、「美観がすぐれた樹木」とは何か。今回指定予定の全てが美観にすぐれているとは思えない。

公園：桜の木は、全体的なバランスが大切であり、花が咲いて初めてその価値がわかるものでもあります。極端に悪いところがない限り、要件を満たすと判断しております。

公園：老木になると、樹皮などの見栄えが悪くなり、花も咲かないような状況ならば、指定は見送ります。

委員：これらの木は5年持つのか。

委員：持つだろう。

委員：見た目が悪いから指定しないというのはどうなのだろうか。見た目が芳しくない樹齢の古い木こそ、指定すべきでは。

委員：指定に至るまでの過程は。

公園：広報等で募集を行い、意向のある人が申し出をします。その後現場へ行き、樹高や幹周り等の要件を満たすかを調べ、該当する場合は所有者が申請をし、審議会の答申を受けて指定が決定します。指定されると毎年奨励金が出て、更新は5年ごとに行われます。

事務局：昨今は緑を守っていくことは難しい状況であります。その中で、子供に愛されている樹木を指定していただき、1本でも多く木を守っていく一助になればと思います。

委員：公共施設内の緑地について、今泉中学校には、「ふるさとの森づくり」でたくさん緑地が作られた。杉久保小学校にも学校林があり、これらをなんとか保全地域として指定できないか。

事務局：学校の樹木は現状では対象外であります。今後どういう整理ができるか、「緑を守っていく」という観点で、検討も必要かと思えます。

委員：宗教法人は対象になるのか。

公園：樹木についてはかなりの指定があります。

委員：椿地蔵のように、所有者が不明なものでもいい木はたくさんある。

議長：学校の樹木は生徒や先生が世話をしている。指定を受けることができれば張り合いがあるだろう。

委員：位置図2内のケヤキは指定されないのか。

委員：桜も迷惑な木でもある。管理が大変。

議長：綾瀬市境の桜並木はきれいであるが、そこも管理が大変なようだ。

委員：桜には祭りなどの使い道がある。

議長：指定は一年でどれくらいなのか。

公園：通常は年5本位ですが、昨年、今年と10本を超えています。

議長：指定した後、指定を受けたことを口実に管理をせず、近所迷惑になっているケースもあるのではないかと。

公園：指定の要件に、適正管理の項目があります。

公園：自然緑地保全地域は、山であることが多いので、開発との関係で境界線における苦情があります。

議長：そのような問題に関してみても、山仕事の会の仕事はすばらしい。

委員：位置図1の木は並木のように見えるがどうか。

議長：並木は道に沿ったものをいう。

委員：指定を受けた樹木の所有者に、管理できる能力、知識はあるのか。

CO₂は若木のほうがよく吸う。

事務局：CO₂の観点ではおっしゃる通りです。今までの指定の考え方をもう一度見直してみることも必要があるのかもしれない。

委員：6月17日の第1回環境審議会で、枝を切る基準を検討してみることの経過についてはどうか。

公園：検討しましたが、剪定の基準を作るのは難しい。樹木は多種多様であるし、そもそも行政がそのようなことを決めるのはどうなのか。12月に樹木アドバイザー設置要綱を策定しましたので、啓発に活用できるか検討したい。

委員：出来るだけの範囲で啓発をよろしくお願いしたい。

事務局：市民の自然や木に対して知識が乏しくなっています。啓発などの地道な取り組みが必要と感じています。

委員：確かに今の世代は知識が足りなくなっている。指定されたものが大きくなりすぎたらという心配もある。

議長：意見も出尽くしたようなのでよろしいか。本件については、原案のとおり了承することよろしいか。答申の内容については、私（会長）と事務局に一任させていただきたい。

—全員異議なし—

5 報告事項

(1) えびな環境白書2009について（環境保全課で報告）

議長：所管課から報告がありました。質問ご意見があれば。

委員：ISO14001はもうやめていいのではないかと。ノウハウは蓄えられたわけだから、費用も労力も、他の事業に回すべき。紙の無駄でもある。

委員：自主運営に切り替えている自治体も多い。更新費用や携わっている職員の費用は高額である。

事務局：市議会でも同様な意見をいただいております。庁内で議論をしているところで、整理が必要だと考えております。

委員：ノウハウを維持する方法を構築してほしい。

また、落ち葉を燃やさない方法を検討してほしい。

事務局：落葉と剪定枝の別回収で資源化を検討しています。

委員：分別に関しては、市民に負担をかけない方法でやってほしい。

事務局：分別については、どこで線引きをするかは難しい。税金が高くなるようなら、分別には積極的に協力するという市民の意見も多い。できるだけ市民参加をしてもらえるようにしていきたい。

委員：白書は、市民はどこで見ることができるか。

環境：市公共施設に置いてあり、閲覧可能。欲しい人は環境保全課窓口で渡せます。また、市ホームページでも見ることができます。

議長：ほかに意見がないようなので、これで終了とする。その他について事務局からありますか。

6 その他

事務局： それでは、環境保全対策支援事業の見直しについての報告をいたします。太陽光発電の申請が今年度10月末の時点で去年の倍になっております。これは国の補助の再開や県の補助の開始、11月からの売電価格倍増等が要因となり、市民の意識が向上した結果と思います。

このような状況の中で、申請件数も多い高効率給湯器エコキュートは、導入時より2割ほど価格が安価になっており、また、去年の補助対象者に対するアンケートの結果によると、「補助がなくても設置した」という回答が7割ありました。この結果で、高効率給湯器への補助は、一定の役割を終えたと判断できると考えております。

これを機に今回、全体的な見直しを図り、来年度は雨水活用施設、太陽光発電施設、低公害車及びエネファームの4点に絞って事業を行っていきたいと考えております。

7 閉会 伊藤副会長あいさつ